ウ　通称「北越谷施設」の一部の不報告

被請求団体は、埼玉県越谷市北越谷所在の通称「北越谷施設」（全10室からなるマンション１棟。以下「北越谷施設」という。そのうちの301号室、303号室、401号室及び402号室が別紙物件目録記載15の建物である。）のうち、201号室、301号室、303号室、401号室及び402号室（以下「201号室等」と総称する。）の所在、規模及び用途を本件各報告書に記載していないが、以下のとおり、201号室等は被請求団体の活動の用に供されていると認められる。

すなわち、①201号室等を含む北越谷施設の全10室につき、合同会社宝樹社（以下「宝樹社」という。）が所有名義人となっているが、後記⑸イのとおり、宝樹社は、被請求団体が営む収益事業であると認められること、②賃貸人を宝樹社、賃借人を被請求団体として、令和元年６月１日から令和６年５月31日までの間、全10室を一括して「事務所、住居、倉庫」として賃貸する旨の令和元年５月31日付け賃貸借契約書が作成されていること、③令和８年７月に実施された北越谷施設に対する立入検査の際、201号室等を含む北越谷施設の全10室が、事務所、居室、倉庫、道場等として被請求団体により現に使用され又は使用可能な状態で管理されていることが確認されたことなどの事実関係に照らせば、201号室等は、被請求団体の事務所等として用いられているといえる。よって、201号室等は、被請求団体の意思決定に基づいてその活動を行う場所として用いられているといえるから、被請求団体の活動の用に供されている建物に当たると認められる。

したがって、被請求団体は、報告すべき201号室等の所在、規模及び用途を報告しなかったと認められる。

エ　なお、滋賀県甲賀市信楽町所在の通称「甲賀信楽施設」については、公安調査庁長官からの請求を受け、法第８条第１項柱書き後段の規定に基づき、当委員会は、令和８年３月９日付けで行った、被請求団体に対し、６月間、その所有又は管理する土地、建物の使用を禁止し、金品その他の財産上の利益を受けることを禁止する旨の決定（以下「令和８年３月決定」という。）において、被請求団体の活動の用に供されている土地及び建物に当たると認定した。しかし、被請求団体は、その土地及び建物の所在、地積（規模）及び用途を本件各報告書に記載していない。

また、東京都杉並区西荻北所在の通称「西荻施設」、京都府京都市南区上鳥羽鍋ケ淵町所在の通称「京都施設」、大阪府大阪市生野区新今里所在の通称「生野施設」、福岡県福岡市博多区住吉所在の通称「福岡施設」、愛知県名古屋市中区千代田所在の通称「名古屋施設」、徳島県徳島市中島田町所在の通称「徳島施設」、北海道札幌市豊平区美園所在の通称「札幌施設」、札幌白石施設、埼玉県八潮市大字大瀬所在の通称「八潮大瀬施設」（以下「八潮大瀬施設」という。）、千葉県野田市下三ケ尾所在の通称「野田施設」について、被請求団体は、令和７年11月14日付け第104回「報告書」（被請求団体は「第19回報告書」と表記）までは、「７　任意報告　⑴　人格のない社団Alephの出家会員が人格のない社団Alephの会員を対象として営む法人等の事務所等の建物の所在、規模及び用途等」と表題を記載するなどし、対応する説明を記載していたものの、２月報告書及び５月報告書においては、同様に表題を記載するなどしながらも、対応する説明を記載していない。

これらについては、いずれも、本件処分請求において不報告とはされていないことを踏まえ、再発防止処分の要件となる不報告の対象としなかった。

⑸　被請求団体の営む収益事業の種類及び概要、事業所の名称及びその所在地、当該事業の責任者及び従事する構成員の氏名並びに各事業に関する会計帳簿を備え置いている場所（その会計帳簿が電磁的記録で作成されている場合には、当該電磁的記録の保存媒体の保管場所）（法第５条第３項第６号）の不報告

ア　当委員会は、第８回期間更新決定において、法第５条第３項第６号に規定する「公安審査委員会が特に必要と認める事項」として、本件観察処分対象団体（その支部、分会その他の下部組織を含む。以下、この項において同じ。）の営む収益事業（いかなる名義をもってするかを問わず、実質的に本件観察処分対象団体が経営しているものをいう。）の種類及び概要、事業所の名称及びその所在地、当該事業の責任者及び従事する構成員の氏名並びに各事業に関する会計帳簿を備え置いている場所（その会計帳簿が電磁的記録で作成されている場合には、当該電磁的記録の保存媒体の保管場所）（以下「収益事業の種類及び概要等」と総称する。）を要報告事項とした。

しかし、被請求団体は、次のイ記載のとおり被請求団体の営む収益事業であると認められる、㈠合同会社キャラバンエンタープライズ、㈡合同会社徳行、㈢合同会社サポート・オブ・ライフ、㈣合同会社栄光、㈤宝樹社、㈥合同会社プラナポルテ、㈦有限会社奏文堂及び㈧有限会社ブレイン・マネージメント（以下、これらの８の収益事業について、その名称を省略し、単に、「㈠」、「㈡」のようにいう。）について、これら収益事業の種類及び概要等を本件各報告書に記載していない。

イ　以下のとおり、被請求団体は、㈠から㈧までの各収益事業を営んでいるものと認められる。

㋐　各収益事業の出資者等がいずれも出家構成員であるところ、出家構成員による資産所有は禁じられていること

㈠から㈧までの各収益事業に係る定款及び「同族会社等の判定に関する明細書」等により認められる出資者は、いずれも出家構成員と認められる。また、㈠から㈧までの各収益事業に係る履歴事項全部証明書の「社員に関する事項」又は「役員に関する事項」に記載された「業務執行社員」、「代表社員」及び「取締役」も、いずれも出家構成員と認められる。

そして、かかる出家構成員については、松本が、「諸君は出家し、シャモン生活を営んでいる。」、「オウムのシャモンの生活は不所有である。」などと説法するなど、被請求団体においては、いわゆる「不所有の戒律」が存在し、出家構成員による資産所有は認められておらず、その全てを被請求団体に布施することとされており、実際に、複数の収益事業の出資者とされる者等が、陳述書（「平成27年（ワ）第12143号　株主名簿書換請求事件」又は「平成28年（ネ）第4818号　株主名簿書換請求控訴事件」などと記載されたもの。）に、「出家構成員に資産はない。」旨記載している。

㋑　各収益事業の従業員が出家構成員であること

各収益事業に係る給与関係資料等により特定された㈠から㈤まで、㈦及び㈧の従業員は、いずれも出家構成員と認められる（なお、㈥については、証拠上、責任者以外の従業員が確認されていない。）。

㋒　各収益事業の本店所在地が被請求団体の管理施設であること

㈠から㈧までの各収益事業に係る履歴事項全部証明書に記載された本店の所在地はいずれも、被請求団体の構成員が出入りする、被請求団体の活動の用に供されている建物に当たると認められる。